

令和2年度 佐賀県の児童相談所における児童虐待相談対応件数（暫定値）

令和3年（2021年）6月10日

佐賀県男女参画・こども局こども家庭課 調べ

1. 児童虐待相談対応件数の年次推移（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	対前年度	
						増減数	比(%)
全国	122,575	133,778	159,838	193,780	-	-	-
佐賀県	275	248	351	717	898	181	125.2

2. 児童虐待相談対応件数の経路別の年次推移（単位：件）

年度	県	市町	児童福祉施設等	警察	家庭裁判所	保健所	医療機関	学校等	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計
H28	29	62	3	56	0	0	17	33	0	0	27	41	6	1	275
H29	13	59	2	73	0	0	11	43	0	2	26	17	1	1	248
H30	20	71	4	155	0	0	9	41	0	0	22	21	3	5	351
R1	66	59	15	380	0	0	11	71	0	0	49	55	5	6	717
R2	55	56	5	592	0	0	15	57	0	0	48	57	9	4	898

3. 児童虐待相談対応件数の種類別の年次推移（単位：件）

年度	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
H28	80	20	96	79	275
H29	68	10	84	86	248
H30	113	14	94	130	351
R1	183	11	149	374	717
R2	185	14	103	596	898

<児童虐待防止法で定義された4種類の児童虐待と具体的な虐待行為の例>

虐待の種類	具体的な虐待行為（*）
身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性交を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィーの被写体にする など
ネグレクト	適切な食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、乳幼児を家に残したまま外出する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	ことばによる脅かし、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

（*）子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改定版 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課）より引用